令和８年９月１８日　文教常任委員会（速報版）

午前十時開議

○**桜井純子委員長**　ただいまから文教常任委員会を開会します。

―――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　本日は、議案審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

まず、議案第八十三号「世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**宇都宮教育総合センター長**　議案第八十三号「世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件は、世田谷区立松丘幼稚園及び世田谷区立桜丘幼稚園を集約し、世田谷区立さくらのおか幼稚園を設置するとともに、世田谷区立三島幼稚園及び世田谷区立中町幼稚園を集約し、世田谷区立たまがわのもり幼稚園を設置する必要があるため、提案させていただくものです。

なお、内容につきましては、九月一日開催の本常任委員会で御説明させていただいたとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤美樹委員**　一点、今回のさくらのおかと、たまがわのもりについては、三歳児保育と預かり保育と保育機能を拡充していく、入れていくというふうに御説明を受けていますけれども、ここの部分の人材確保についてはどういうふうに予定をしているか教えてください。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長**　集約化した園については、三年保育と預かり保育の拡充という形で業務のほうが増加しますので、それに伴いまして、正職員の人員増を要求しているところでございます。一応、採用予定を見込んでおります。

○**桜井純子委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　それでは、採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

**――――――――――――――――――――**

**○桜井純子委員長**　次に、議案第八十四号「世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明をお願いいたします。

**○宇都宮教育総合センター長**　議案第八十四号「世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件は、区立幼稚園集約化等計画に基づき、集約する幼稚園において、三歳児保育を開始するとともに、預かり保育の実施日及び提供時間の拡充に伴い、預かり保育料の額を変更し、あわせて規定の整備を図る必要があるため提案させていただくものです。

なお、内容につきましては、九月一日開催の本常任で御説明させていただいたとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

**○佐藤美樹委員**　国民民主党･都民ファーストの会は、賛成の立場で意見を申し上げます。

この議案と、その次の認定こども園保育料条例の一部を改正する条例にも共通する意見なんですけれども、保育料、いわゆる認可保育所等の保育料は、今全て無償化になっていく中で、今回預かり保育の部分の保育料というのが設定されています。将来的にはここの部分についても無償化を検討していただきたいということを意見として申し上げます。

**○桜井純子委員長**　それでは、採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

**○桜井純子委員長**　では次に、議案第八十五号「世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明をお願いいたします。

**○宇都宮教育総合センター長**　議案第八十五号「世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本件は、預かり保育の利用に係る区分を廃止し、預かり保育料の額を変更するとともに、規定の整備を図る必要があるため提案させていただくものです。

なお、内容につきましては、九月一日開催の本常任で御説明させていただいたとおりです。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　では、採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○桜井純子委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十五号は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

**○桜井純子委員長**　では次に、議案第八十六号「世田谷区立図書館の指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明をお願いいたします。

**○菅井教育政策・生涯学習部長**　それでは、議案第八十六号「世田谷区立図書館の指定管

理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の既定に基づき御提案するものでございます。

対象となる施設は、今年度末をもって指定管理期間が満了する経堂図書館、下馬図書館、烏山図書館に加えまして、新たに指定管理者制度を導入する尾山台図書館及び鎌田図書館の計五館でございます。指定管理者候補につきましては、経堂・下馬図書館が、下馬・経堂ＴＲＣ＆小田急ビルサービスグループ、尾山台図書館が株式会社図書館流通センター、鎌田図書館がナカバヤシ株式会社、烏山図書館が株式会社ヴィアックスでございます。

指定期間は、令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの五年間でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し、御質疑がありましたら、どうぞ。

**○中山みずほ委員**　直営館と指定管理の五地域の地域連携の体制は、これで整ったと考えてよろしいでしょうか。

**○野上中央図書館長**　今回、特に尾山台と鎌田図書館については、これまで指定管理館がなかった地域に新たに展開するということで、こちらは昨年度御報告申し上げまして策定した管理運営方針に基づくものでございます。まずは、運営方針に基づく新たな体制をスタートするというところで一定の体制は取れたかなということで理解をしております。

ただ、今後につきまして、運営主体をさらに替えていくかどうかについては、運営方針の中では結論づけておりませんで、当面の対応としましては、まず、これまで指定管理館だけやっていた年度間の評価を直営館も含めて全館でやってまいりまして、しっかりＰＤＣＡのサイクルを確立していくというところがございます。それを重ねていく中で、次に、またさらに運営主体を替えていくかどうかというのは、改めて検証して御報告していければと思っております。

**○中山みずほ委員**　では、今の御答弁ですと、現段階では指定管理館が増える可能性もあるということでよろしいですか。

**○野上中央図書館長**　両方可能性があるものと考えております。

**○桜井純子委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

○**中山みずほ委員**　立憲民主党・無所属世田谷区議団としては、賛成の立場で意見を申し上げます。

直営館、指定管理館にはそれぞれの役割がある中で、公共図書館としての考え方を、直営館こそが明確に示すべきと考えております。行政としての安定感や組織力、単にユーザーニーズに応えるというのみならず、中長期的な視点を持った直営館のリーダーシップを求めたいと思います。

直営館と指定管理図書館との地域を基本とした共同体制については、何をもって効果とするのか、その検証のあり方や指標も示していただくことを要望するとともに、司書の育成や、資格取得支援など具体的な取組を求めて、賛成といたします。

○**桜井純子委員長**　採決に入りたいと思います。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第八十六号は可決と決定いたしました。

以上で議案審査を終わります。

―――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず、㈠令和八年度補正予算（当委員会所管分）について、理事者の説明をお願いいたします。

○**山本教育総務課長**　令和八年度補正予算の当委員会所管分について御説明いたします。

本補正予算は、第三回区議会定例会に御提案し、企画総務常任委員会において審議をお願いしている案件ですが、その中で教育委員会の所管事項に係るものについて御説明いたします。

資料の令和八年度補正予算説明書（別冊）を御覧ください。一般会計補正予算（第三次）でございます。

資料右上のページ番号、九ページを御覧ください。一般会計歳出（部別）一覧の表となりますが、表の下から二番目に、教育委員会事務局の補正額が百万円単位で記載がございます。補正額は十五億二千九百万円の増額となりまして、財源の内訳は、特定財源が二十億七千三百万円の増額、一般財源が五億四千四百万円の減額となります。

続きまして、当委員会所管分の個別事業の補正内容につきましては、右上のページ番号一一ページの３保健福祉関連のうち、表の下から二番目、㉓放課後の遊び場対策（ＢＯＰ）及び一三ページの５教育関連に記載のとおりでございます。また、繰越明許費及び債務負担行為の補正につきましては、一五ページ以降に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

**○桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

**○中山みずほ委員**　今回、給食費の補塡について、これは不登校の親御さんたちからも、以前から無償化のタイミングで強く求められていたことでしたので、一定の評価をしたいと思います。一方で、学校給食を利用しないということに関しては、単に給食というのは昼食を提供するだけのものではなく、食育や栄養面での支援、さらには子どもたちが同じ場で食事をすることを通じた社会性や人とのつながりを育むなど、教育においてもいろいろな観点があるかと思いますが、そういった視点もこれを機会にしっかり考えるべきかと、特に不登校のお子さんに関しては考えるべきかと思うのですが、その点、どのようにお考えでしょうか。

**○近藤学校健康推進課長**　不登校の児童生徒の方に対して、教育の面から食育、栄養面でも、給付金を支給するということだけではなく、きちんと不登校の児童生徒の方への支援をすべきではないかというふうな御意見かと思いますが、ありがとうございます。教育委員会といたしましても、この給付金の事業の中で、不登校の児童生徒に対してきちんと支援をしていくというところをまずは基本に考えながら、事業の制度構築等、引き続き進めていきたいと考えております。

**○中山みずほ委員**　なぜこの質問をしたかといいますと、実際やはり不登校のお子さんが、そのまま何の手当もされていないという現状の声をよく聞いております。長期休みになったときにも、担任の先生から全く連絡がこないというようなことも実際見受けられます。こういったことを踏まえると、この学校給食、お金を渡したということだけじゃなく、やはり給食とか、そういった接点、それを軸にした何か接点を持つというきっかけに、ぜひ教育委員会としては進めていただきたいと要望します。

―――――――――――――――――――――

**○桜井純子委員長**　㉔民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、理事者の説明をお願いします。

**○渡部地域学校連携課長**　私より、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定

について御報告いたします。

なお、本件は、子ども・若者施策推進特別委員会との併せ報告となります。

１主旨です。区では、新ＢＯＰ学童クラブの大規模化等の解消に向け、区の補助による民設民営放課後児童クラブの整備を進めているところでございます。このたび提案型整備の公募を行ったところ、二事業者から提案がございました。選定委員会での審査結果を踏まえ、以下の事業者からの提案を採択し、整備運営事業者として決定いたしましたので、御報告するものでございます。

２採択した事業者及び提案施設です。一件目は、株式会社東急キッズベースキャンプです。都内を中心に多くの学童クラブの運営実績がございます。提案施設といたしましては、船橋小学校を優先受入れ校として、新たに四十人定員規模の施設を整備し、令和九年四月に開所する予定となっております。

二件目は、株式会社ベネッセスタイルケアです。区内で既に民設民営放課後児童クラブを三施設運営しており、今回の提案で四施設目となります。提案施設といたしましては、桜町小学校を優先受入れ校として、新たに四十人定員規模の施設を整備し、令和十年四月に開所する予定となっております。なお、こちらの施設は一階部分を一歳から二歳の認可保育所として活用し、二階部分を学童クラブとして活用する提案となっております。

３経過につきましては、記載のとおりでございます。

４評価です。㈠基本方針につきましては、事業者の理念や運営管理体制、質の確保といった点を重視しながら評価、審査を行ってまいりました。詳細につきましては、二ページ表中の記載内容を御覧ください。

続きまして、二ページ目下段、㈡審査方法です。書類審査、現地調査・ヒアリング審査を実施し、それらの結果を総合的に評価した上で、整備・運営事業者として選定いたしました。

続きまして、三ページ、５審査結果㈠書類審査及び現地調査・ヒアリング審査です。民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の選定に当たりましては、総合評価点数が満点の七割を超えることを基本としており、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断しております。

今回の提案に関しましては、総合評価点数が基準となる七割を超えた評価を得ましたので、提案を採択することといたしました。

㈡総合評価です。初めに、株式会社東急キッズベースキャンプにつきましては、運営

施設において、子どもの意見を聞き、その意見を運営に反映する取組が行われており、法人として子どもの権利を重視し、日頃の運営において大切にしていることが確認できました。また、子どもの様子等について職員間で適切に情報共有が行われていることなどから、本提案を採択できるとの評価に至っております。

次に、株式会社ベネッセスタイルケアにつきましては、運営施設において、子どもたちが好きな遊びを選び、リラックスして過ごしており、職員との関係も良好であることが確認できました。また、職員間で大人の適切な関わりを検討するなど、子どもの主体性を尊重した運営が行われていることなどから、本提案を採択できるとの評価に至っております。

６選定委員会の構成につきましては、記載のとおりでございます。

四ページ以降は、提案地の位置や優先度マップを添付しておりますので、後ほど御参考として御覧ください。

私からの説明は以上でございます。

○**桜井純子委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○**佐藤美樹委員**　もしお分かりになったら教えていただきたいんですけれども、ベネッセのほうは桜新町に既に、ワンブロックというんですか、ごく近くに既存の施設があります。こういう事例も保育園とかでは今まであるかなというところなんですけれども、学童でこれだけ近い場所で二つ目というのは珍しい事例かなとも思うんですけれども、こういうふうな場所に整備されるとされた背景とか、今後の運営として、この二園、二つの箇所をどのような形でやっていくのか。例えば動と静じゃないけれども、何かそういった運営のやり方とか、もしお聞きになっていたら教えていただきたいです。

○**渡部地域学校連携課長**　まず、基本的に整備の考え方につきましては、五ページ目に示しておりますとおり、優先度マップ上で、優先度が高いところから整備を進めていると認識してございます。

今回ですけれども、まず、今ある既存のところは、松丘小学校の学区のお子さんが優先的に受け入れられるという点がございます。さらに、ちょっと離れるんですけれども、桜町小学校の学区域から一本入ったところなんですが、今回、桜町小学校を大規模化しているということで、そちらの受皿ということで新たに整備を進めたところでございます。近さ等についても、考慮するべきところではあると思うんですけれども、今後ですが、松丘小学校と桜町小学校の受入れについて、運営が始まってからどのように受け入れるのかと

いうのを、児童課も含めて検討していく予定でございます。

今回の提案ですけれども、先ほどもお話ししたとおりなんですが、一歳と二歳の保育所と併合ということで、この二つの施設がそれぞれ補完し合うという関係にはないと思うんですけれども、そこの保育園と併設という部分で、保育所の上の遊戯室をいない間使えるとか、そういったところの運営も評価のポイントになったというふうには聞いてございます。

**○岡本のぶ子委員**　今、御説明いただきながら、民設民営放課後児童クラブにつきましては、会派としてこれまでも大規模化、狭隘化に対して、世田谷区でもしっかり民設民営の学童クラブに踏み出すべきだということを長年申し上げて、このように順次計画どおり進められているということは評価するんですけれども、今の御説明にもあった桜町小学校のお子さんを受け入れる場所が、直線距離で九百五十メートル、要は、通常歩くと一キロ以上離れるのかなと思っているんですけれども、この移動はどのように、安全対策をちゃんと確保されるのかという点を確認させてください。

**○渡部地域学校連携課長**　今、岡本委員御指摘のとおり、ここは九百メートル離れるということで、こちらとしてもその距離については議題になったと伺っております。八百メートル以内という基準のようなものを設けてはいるんですけれども、安全性も含めて確認しているところでございまして、現在のベネッセのところの距離にも近いということで、さほど運営には支障はないのではないかと。

あと、この学区域を見ましても、二四六の北側も桜町小学校の学区域にはなってございますので、そちらのお子さんも取り込めるのかなという点はあろうかと思いますので、今御指摘いただきました安全対策については、開設までの間、まだ期間がございますので、運営法人としっかり詰めてまいりたいと思っているところでございます。

**○岡本のぶ子委員**　ぜひ安全対策のところはしっかりと御確認いただきながら維持をして、安全対策を強化していただけることを求めます。

あわせて、それぞれが今現状更地であったり、駐車場であったりというふうに書かれておりますが、何よりも子どもたちが通う場所にもなりますので、周辺住民の見守りというか、御協力は欠かせないのかなと思っております。やはり周辺住民の方々から喜んでいただけるような施設になるように、運営そのもの、またこれから建設をしていくという意味では、理解を得られる取組が必要と思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○渡部地域学校連携課長**　募集要項の中でも、近隣への配慮というものはしっかりやるよ

うにということでうたっていて、その条件の下で提案を採択してございますので、そこについても、児童課を含め事業者と詰めていきたいと考えております。

○**中山みずほ委員**　私も、実は岡本委員と全く同じ質問なんですが、一応念のため、桜町小に関しましては、これまでも通学時の大変悲惨な事故が過去にあったと思います。そういったことを踏まえまして、児童課ともしっかり連携して、安全対策をしていただきたいと要望いたします。

―――――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、㈹その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　以上で報告事項を終わります。

―――――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、３資料配付ですが、レジュメに記載のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。

―――――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、４請願の継続審査についてお諮りいたします。

令七・一八号「世田谷区内の小・中学校における『いじめ』をなくす取り組みに関する陳情」を閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、５閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

㈠　児童生徒の教育環境について

㈡　生涯学習について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　次に、６協議事項に入ります。

㈠次回委員会の開催についてですが、年間予定である十一月十日火曜日午前十時から

開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　それでは、次回委員会は十一月十日火曜日午前十時から開催することと決定いたします。

以上で協議事項を終わります。

―――――――――――――――――――

○**桜井純子委員長**　そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**桜井純子委員長**　特にないようですので、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午前十時二十五分散会

―――――――――――――――――――